

## 様式第1号（第3条関係）

### (表) パートナーシップ宣誓等による続柄表記変更申出書

#### 確認事項

- 以下の内容をご確認いただきたらチェックしていただき、ご署名ください。
- 本申出対象である2者について、職員が住民基本台帳を確認します。
- 本申出により記載された続柄表記は法的効果が生じるものではありません。
- 本申出により記載された続柄表記は他の行政機関や民間企業等においての事実婚としての制度及び事業の取扱いを保証するものではありません。
- 住民基本台帳上での続柄表記は「同居人」となります。そのため、他業務や他の行政機関への情報連携は本申出による続柄表記ではなく「同居人」として連携されます。
- 本申出後、申出者世帯の窓口での住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付は戸籍住民課のみでの取扱いになります。区民事務所窓口での交付はできません。
- 本申出後、マイナンバーカードを利用してのコンビニエンスストアでの住民票の写しの交付及び広域交付による住民票の写しの交付はご利用いただけません。
- 本申出による住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付には申請後、通常の交付よりもお時間をいただきます。
- 本申出により記載される続柄表記は、交付日時点での現存する住民票に限ります。履歴及び除票の写しについては対応できません。
- 国内での転出届により作成する転出証明書（転出証明書に準ずる証明書含む）及び転出証明書情報の続柄は「同居人」と記載されます。
- 国から住民基本台帳、住民票の写し又は住民票記載事項証明書の続柄表記について、法整備や解釈の変更、指示、指導等などが発生した場合には職権で続柄の記載を改める場合があります。
- 転出届、転居届、世帯異動届等により本申出対象である2者が同一世帯ではなくなった場合、職権で続柄の記載を改めます。
- 申出後に、次に挙げるいずれかの事由が発生した場合は戸籍住民課へ届出が必要です。
- (1) パートナーシップ関係を解消したとき。
  - (2) 本申出により変更した続柄表記を「同居人」に戻すとき。

(裏)

上記の事項を確認し、パートナーシップ宣誓等による続柄表記の変更を申出します。

※自署してください。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 (世帯主の方) \_\_\_\_\_

氏 名 (パートナーの方) \_\_\_\_\_

変更申出をする続柄表記  夫 (未届) •  妻 (未届) •  縁故者

(申出をする続柄に丸をしてください)